

市民後見人について

	市民後見人	成年後見人
どのような人	一般市民による成年後見人	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方（本人）について、本人の権利を守る援助者
仕事内容	本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり必要な契約を結んだりする	
選ばれる人	市民後見人養成研修を修了し、家庭裁判所の後見人候補者名簿に掲載された者で、家庭裁判所からの後見人就任要請を引き受けた人	申立ての際に挙げられた候補者（親族など）または後見人候補者名簿に掲載された者（弁護士、司法書士など）で、家庭裁判所から選任された人

○市民後見人に関する県内の取組

【特定非営利活動法人 市民後見人養成・活動支援ネットワーク大分（通称：NPO法人 市民後見ささえあい）】

成年後見制度の普及・啓発と市民後見人養成を目的として平成21年11月に設立。

【中津市】

中津市社会福祉協議会が平成26年1月から法人後見事業を開始。（県内では初）事業では、家庭裁判所から依頼を受け、成年後見人を選任。社協職員のほか、市民後見人養成講座（平成25年9月～12月）の修了者13人が業務に当たる。（大分合同新聞 1/18 朝刊より）

【臼杵市】

臼杵市社会福祉協議会が平成26年4月に市民後見センターを設立。法人後見事業は県内では、1月に設立した中津市社協に次いで2番目。成年後見制度に詳しい大分市の田中利武弁護士がセンター所長に就任。センターは、所長（非常勤）のほか、2人の常勤専門員と登録した支援員の体制。支援員は有償ボランティア（自給900円）の形を取る。（毎日新聞 4/11 より）